

平成27年7月1日

平成28年度 子ども・子育て支援新制度予算に関する要望書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会

理事長 奥山千鶴子

平成27年4月より、すでに子ども・子育て支援新制度が施行されているところですが、制度の趣旨である「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」ことを踏まえ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業等の地域子ども・子育て支援事業の、より一層の推進を以下のとおり、要望いたします。

1. 子ども・子育て支援新制度を確実に推進するための恒久財源の確保

子ども・子育て会議で合意した総額1兆円超の予算について、恒久財源の消費税含め、見直しをもった確実な財源確保を要望いたします。

2. 地域の子ども・子育て支援の質・量の確実な推進

①量的拡充

○地域子育て支援拠点事業の量的拡充

地域子育て支援拠点事業は、新制度の地域子ども・子育て支援事業の一つとして、中学校区に1か所の目標を定め、全国に10,000か所（国費活用8,000か所、地方単独2,000か所）の整備を目標としています。子育て家庭の孤立化や育児不安の解消等を図る在宅子育て家庭への支援拠点、身近な相談・交流の場所として、益々充実が求められています。市町村事業計画に位置づけられた目標を計画的に推進できるよう、ご支援ください。

○施設整備費

地域子育て支援拠点事業の施設整備関係費は、次世代育成支援対策施設設備交付金による整備がありますが、家賃補助は対象になっていません。事業実施にあたっては、民間賃貸物件の借り上げも多く含まれています。量的拡充を後押しするためにも、賃借料補助の新設を希望いたします。

○利用者支援事業の量的拡充

利用者支援事業は、基本型、特定型、母子保健型の3類型となり、事業内容のイメージがもちにくいのご意見が多く聞かれます。より一層、市町村職員の理解が進み、確実に目標である、まずは3中学校区に1か所の設置（基本型+特定型）が実現できるよう要望いたします。

②質的拡充

○地域子育て支援拠点事業の運営費の適正化

地域子育て支援拠点事業の運営費について、国基準で定められた基準額を下回る交付となっている自治体があると報告されています。運営の質の確保を図るためには、安定的な人件費、運営費が欠かせません。補助金交付要綱に定められた額が適切に実践団体に委託や補助で交付されるよう、要望いたします。

○地域子育て支援拠点事業の大規模加算

地域子育て支援拠点事業の実施場所については、概ね10組程度の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さの実施が定められていますが、地域子育て支援拠点利用のニーズが高まり、週5日以上開設している利用者数が多い施設については、利用者の安全、安心して相談・交流できる場づくりに考慮して、専任スタッフの加算を定めていただくよう要望いたします。

また、質的拡充の積算根拠を示すため、地域子育て支援拠点事業の実態調査をお願いいたします。

○研修費

地域子育て支援拠点実施要綱の留意事項(2)(3)に定められているように、「子育て支援員研修」の地域子育て支援専門研修やフォローアップ研修、現任研修が求められていますが、代替職員を確保できず研修に参加しにくい状況にあります。事業の質の担保のため、年間5日程度の研修のための代替職員の配置を求めます。

3. 地域の子育て支援活動に困窮者支援を

地域子育て支援拠点事業の地域支援活動に、子どもの貧困への取り組みの追加を求めます。